

主な検討項目（案）

社会情勢の変化や市民の環境意識の一層の高まりに対応するため、これまでの審査実績や本市の現状を踏まえつつ、効果的で、かつ市民にわかりやすい制度となるよう、主に次の項目について検討します。

(1) 審査等の手続きについて

- ① 事前配慮について
- ② スクリーニング手続きの見直し
- ③ 準備書、評価書の手続きの見直し
- ④ 市民への情報提供の拡充（方法書説明会の開催等）

(2) 対象とする事業の要件について

- ① 開発関連事業
(運動・レクリエーション施設等の建設、工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業、開発行為に係る事業)
- ② 高層建築物
- ③ 電気工作物
- ④ 廃棄物処理施設

(3) 評価項目等の考え方について（温室効果ガス等）

(4) その他（法制度との関係等）